相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽六条八丁目四三二番地
八六、最後の住所北海道旭川市旭岡一丁目八番地の八　被相続人　亡　松田　基幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

北海道旭川市六条通八丁目三七番地二二　ＴＲ６・８ビル四階　大箸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字富田町一二三番地、最後の住所青森県弘前市大字富田町一二一番地　被相続人　亡　福士　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

青森県弘前市大字元大工町一六番地
相続財産管理人　山川　理宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市永楽町一二七九番地一、最後の住所群馬県桐生市永楽町一番一八号　被相続人　亡　関根　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

事務所群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地　根岸ビル二・三階
相続財産管理人　弁護士　内田　光人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区古町通十一番町一六八二番地、最後の住所新潟市東区東中島二丁目一八番四五号　被相続人　亡　秋田　貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

新潟市中央区東堀前通一番町三四三番地　東堀ビル八〇三号　緑風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川端　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区塩屋町字大谷六三八番地二、最後の住所愛知県あま市木田五反田五番地三三　被相続人　亡　平　康幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

愛知県名古屋市中村区乾出町二丁目七番地　正和ビル二階
相続財産管理人　弁護士　伊藤麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市上植野町堂ノ前五番地三、最後の住所京都府向日市上植野町堂ノ前五番地の三　イトーピア向日三二七号　被相続人　亡　山口　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都市中京区柳馬場通錦小路下る瀬戸屋町四六三番地二　スプリングムーンビル二階
相続財産管理人　弁護士　真鍋　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区安朱中溝町五七番地、最後の住所京都市山科区安朱中溝町五四番地の一　被相続人　亡　山岸　勝見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇　田辺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

平成二十八年十月三日

新潟市中央区東堀前通一番町三四三番地　東堀ビル八〇三号　緑風法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川端　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区塩屋町字大谷六三八番地二、最後の住所愛知県あま市木田五反田五番地三三　被相続人　亡　平　康幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

愛知県名古屋市中村区乾出町二丁目七番地　正和ビル二階
相続財産管理人　弁護士　伊藤麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市上植野町堂ノ前五番地三、最後の住所京都府向日市上植野町堂ノ前五番地の三　イトーピア向日三二七号　被相続人　亡　山口　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都市中京区柳馬場通錦小路下る瀬戸屋町四六三番地二　スプリングムーンビル二階
相続財産管理人　弁護士　真鍋　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区安朱中溝町五七番地、最後の住所京都市山科区安朱中溝町五四番地の一　被相続人　亡　山岸　勝見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇　田辺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市大宮町口大野六四六番地、最後の住所京都府京丹後市大宮町口大野三九四番地　被相続人　亡　野村禎之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

京都府京丹後市峰山町富貴屋三五　サンロードエイト西側二階
相続財産管理人　弁護士　野村　亮太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区鴫野東二丁目八三番地、最後の住所大阪府寝屋川市松屋町一三番一―四〇四号　被相続人　亡　水田　圭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市八王寺町二三三番地、最後の住所岡山県倉敷市八王寺町二二六番地　被相続人　亡　京兼　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号　大三ビル四階　大土法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大土　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市黒瀬町楢原九〇九番地二、最後の住所広島県東広島市黒瀬町兼沢一〇九七番地四　被相続人　亡　松本　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

広島市安芸区畑賀三丁目一二番一二号
相続財産管理人　司法書士　吉村　一明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町六三七三番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町中溝三丁目一九番一四号　被相続人　亡　神鳥チサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

広島市中区上八丁堀八番八号第一ウエノヤビル二階
相続財産管理人　弁護士　小田憲太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五月が丘三丁目三七番、最後の住所広島市佐伯区五月が丘三丁目三七番七号　被相続人　亡　小沢　定男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月三日

事務所広島市西区横川町一丁目七番七号バルミー横川二〇四
相続財産管理人　弁護士　依田有樹恵

第59期決算公告

平成28年10月3日
石川県金沢市長田本町チ10番地1
株式会社北都鉄工
代表取締役　小池田康秀

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,503,358
	固定資産	1,749,697
	合計	4,253,055
負債及び純資産の部	流動負債	902,807
	固定負債	一
	資本金	3,350,248
	株主資本	90,000
	利益剰余金	3,260,248
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,237,748
	（うち当期純利益）	（104,769）
	合計	4,253,055